

令和 6 年度
第 9 回一宮市農業委員会総会
議 事 録

と き：令和 6 年 1 2 月 2 6 日（木）

ところ：一宮市役所本庁舎 1 4 0 1 会議室

一宮市農業委員会

一宮市農業委員会 第9回総会 議事録

令和6年12月26日（木）開催

<議事日程>

日程第1 議事録署名者の選出について

日程第2

第1号議案 地域計画策定に係る意見について

日程第3 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請意見決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請意見決定について

議案第4号 農用地利用集積計画決定について

日程第4 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について

報告第3号 事業計画変更承認報告について

報告第4号 受理取消し（5条）報告について

報告第5号 現況証明報告について

報告第6号 一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告について

<出席委員>

（農業委員：15名）

1番 酒井 敏夫

2番 岩田 良彦

3番 奥 智子

4番 熊澤 宣明

5番 坂井 利弘

6番 林 泰江

7番 （欠席）

8番 （欠席）

9番 岩田 健司

10番 酒井 正明

11番 小島 かな子

12番 内藤 秀基

13番 青山 真由美

14番 （欠席）

15番 （欠席）

16番 星野 幸代

17番 成瀬 宏満

18番 杉本 ひろ子

19番 江寄 正雄

（農地利用最適化推進委員：17名）

1番 木村 光男

2番 伊藤 末雄

3 番 伊藤 則夫
5 番 重松 健三
7 番 木全 博
9 番 安田 正雄
11 番 青山 豊
13 番 梶田 政弘
15 番 市川 隆久
17 番 川井 達朗

4 番 後藤 一敏
6 番 柴山 守男
8 番 浅井 孝義
10 番 立山 克生
12 番 後藤 充治
14 番 森 義光
16 番 大宮 憲治

< 欠席委員 >

(農業委員：4名)

7 番 近藤 篤誼
14 番 佐々 均

8 番 佐野 正実
15 番 浅野 富士男

(農地利用最適化推進委員：0名)

< 事務局 >

事務局長 長谷川 明
課長補佐 近藤 周二

専任課長 角田 篤彦
課長補佐 加藤 勝明

< 農業振興課 >

課長 浅井 寛
課長補佐 松尾 佳代

専任課長 木全 康夫
主任 熊澤 徳久

開 会 (午後2時00分)

【長谷川事務局長】

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより「令和6年度第9回目の農業委員会」を開催させていただきます。

はじめに熊澤会長さんより、ごあいさつをいただきますので、よろしくお願いいたします。

【熊澤会長】

あいさつ

【長谷川事務局長】

この後、総会を開催しますが、総会の議長につきましては、「一宮市農業委員会総会会議規則」第5条の2の規定に基づき、会長が総会の議長となっておりますので、以後の議事の取り回しについて、会長さん、よろしくお願いいたします。

開 会（午後2時05分）

【熊澤議長】

それでは、ただいまから、第9回総会を開催いたします。本日の出席委員は、19名中15名出席ですので、会議は成立しております。お手元に配布しております次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

はじめに、日程第1「議事録署名者の選出について」をお願いいたします。慣例に従いまして、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議 場 [異議なしの声]

【熊澤議長】

異議なしとのことですので、私から指名させていただきます。9番 岩田健司委員さん、10番 酒井正明委員さんのご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2「第1号議案 地域計画策定に係る意見について」を議題とします。本日、市農業振興課の担当職員が同席しておりますので、説明をお願いいたします。

【浅井農業振興課長】

農業振興課長の浅井でございます。当課からは、第1号議案「地域計画策定に係る意見について」をお願いいたします。

始めに、地域計画の策定にあたり、農業委員及び推進委員の皆様には多大なるご尽力を賜りましたこと、また、本日、貴重なお時間をいただきご意見を頂戴しますことに心から感謝申し上げます。

まず地域計画でございますが、かねてから一宮市を旧一宮市地域・旧木曽川町地域・旧尾西市地域の3地域に分けて作成を進めてまいりました計画であり、地域での話し合いにより目指すべき地域農業の将来像を示す計画でございます。このたび、地域計画案がまとまりましたので、第1号議案として皆様のご意見を頂戴するものでございます。詳細につきましては、実務担当者からご説明を

いたしますので、よろしくお願いいたします。

【松尾課長補佐】

農業振興課の松尾と申します。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

先日送付しました資料、「第1号議案 地域計画策定に係る意見について」の説明をさせていただきます。この意見聴取は、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、貴農業委員会に意見を求めるものです。

この度、旧一宮市地域、旧木曾川町地域、旧尾西市地域の3地域において地域計画案を作成いたしました。資料にありますそれぞれの地域の地域計画案ですが、「1地域における農業の将来の在り方」、「2農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」、「3農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置」についてはそれぞれの地域で担い手を中心に開催しました協議の場での話し合いの内容に基づいております。また、「4地域内の農業を担う者一覧」については、担い手の方を対象に掲載希望の有無、経営面積などの調査を実施し、回答された内容により作成いたしました。なお、添付の目標地図は11月1日付で貴農業委員会から提出された素案のとおりとなっております。

この意見聴取では、協議の結果を踏まえた内容になっているか、目標地図の素案を踏まえた内容になっているかについてご意見をお聞きするものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、市農業振興課より説明がありました。何かご意見・ご質問等がございますか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

特にご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、第1号議案「地域計画策定に係る意見について」は、異議なしとさせていただきます。

それでは、農業振興課職員には退席していただきます。

＜市農業振興課職員 退席＞

【熊澤議長】

続きまして、日程第3「提出議案」を議題とします。

はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請許可決定について」を議題といたします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

事前に郵送いたしました表紙の右肩に提出議案と書いてあります冊子をご覧ください。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

議案第1号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第3条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転5件です。詳細は、2ページをご覧ください。

54番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。55番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。56番につきましては、家族間の贈与のため所有権を移転されるものです。57番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。58番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。

以上、農地法第3条許可5件につきまして、農地法上の許可要件をすべて満たしており、また担当農業委員さんに事前に議案を送付し、現地調査を行っていただきましたが、問題等の報告は受けておりません。以後の議案の案件につきましても同様です。宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

特にご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第1号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

提出議案の3ページをご覧ください。議案第2号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第4条の規定による許可申請です。申請内容は、自作地転用2件です。

詳細は、4ページをご覧ください。9番につきましては、自己用住宅を建築するものです。10番につきましては、駐車場として利用されるものです。立地基準である農地区分につきましては、右端の備考欄下段のとおりです。9番の都市計画法上の許可につきましては、建築指導課と調整済みです。

以上、農地法第4条許可2件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第2号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

提出議案の５ページをご覧ください。議案第３号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第５条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転１３件、使用貸借権設定５件、賃借権設定３件です。

詳細は、６ページから１０ページとなります。６ページの１７２番から７ページの１７９番につきましては分家住宅、１８０番につきましては自己用住宅、１８１番につきましては障害福祉サービス事業所、８ページの１８２番につきましては車庫を建築するものです。以上、１１件の都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。１８３番から９ページの１８９番につきましては駐車場、１９０番につきましては駐車場兼資材置場、１９１番につきましては資材置場、１０ページの１９２番につきましては太陽光発電設備として利用されるものです。立地基準である農地区分につきましては、各案件右端の備考欄下段のとおりです。１８１番、１８８番、１９１番の申請地は新川流域にあたりますので、特定都市河川浸水被害対策法上の許可について治水課と調整済みです。

以上、農地法第５条許可２１件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第３号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第４号「農用地利用集積計画決定について」を議題とします。まず、議案第４号２番から２４番につきましては、成瀬宏満委員さんが関係する案件となります。一宮市農業委員会総会会議規則第１５条の規定により、議事に参与できませんので、ご退席いただき、この案件を審議させていただきますので宜しくお願いします。

<成瀬宏満委員 退席>

【熊澤議長】

事務局、議案第4号2番から24番を説明願います。

【近藤課長補佐】

議案第4号2番から24番について、ご説明申し上げます。本案は、農用地利用集積計画の決定についてです。13ページをご覧ください。

2番から15ページの24番につきましては、愛知県農地中間管理機構を介さず、貸し手と借り手の間で使用貸借権の設定を行うものです。

以上、農用地利用集積計画23件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第4号2番から24番については、原案どおり可決・決定することといたします。

<成瀬宏満委員 自席に戻る>

【熊澤議長】

引き続き、議案第4号を議題とします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

引き続き、議案第4号についてご説明申し上げます。13ページの1番につきましては、愛知県農地中間管理機構を介して、貸し手と借り手の間で使用貸借権の設定を行うものです。

以上、農用地利用集積計画1件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第4号1番については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、日程第4「報告事項」を議題とします。

- ・報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について」
- ・報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について」
- ・報告第3号「事業計画変更承認報告について」
- ・報告第4号「受理取消し（5条）報告について」
- ・報告第5号「現況証明報告について」
- ・報告第6号「一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告について」

を一括上程いたします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

それでは、事前に郵送いたしました表紙の右肩に報告事項と書いてあります冊子をご覧ください。報告第1号から報告第6号まで一括してご報告申し上げます。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

報告第1号は、農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。今月の報告は、2ページの4件です。3ページをご覧ください。報告第2号は、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。今月の報告は、4ページから8ペ

ージの所有権移転18件、使用貸借権設定2件、賃借権設定3件です。9ページをご覧ください。報告第3号は、事業計画変更承認報告についてです。今月の報告は、10ページの1件です。11ページをご覧ください。報告第4号は、受理取消し(5条)報告についてです。今月の報告は、12ページの1件です。、13ページをご覧ください。報告第5号は、現況証明報告です。今月の報告は、14ページの1件です。15ページをご覧ください。報告第6号は、一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告についてです。今月の報告は、16ページの3件です。

以上、報告第1号から報告第6号まで一括してご報告申し上げました。よろしくお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局の説明が終わりました。報告第1号から報告第6号について、何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、報告第1号から報告第6号までご承認いただいたものといたします。

【熊澤議長】

それでは、以上をもちまして、第9回総会を閉会いたします。

本日、皆様に配布しております、議案書3冊につきましては、自席に置いたままとして下さいますようお願いいたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会(午後2時35分)

上記の議事の経過の要領及び結果を明確にするため、議事録署名者において署名する。

議 長 熊澤 宣明

署名者 岩田 健司

署名者 酒井 正明